

平成28年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成28年11月14日

議 案 目 次

議案第10号	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....	1
議案第11号	平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)	別冊
議案第12号	平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第13号	平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決 算認定について.....	3
議案第14号	平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計歳入歳出決算認定について.....	4

議案第10号

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補
償等に関する条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

平成28年11月14日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、年金たる補償等と他の法令による給付との調整に関する規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年4月1日条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第8条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例附則第8条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第8条の規定に基づいて平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正後の条例の適用を受ける者に支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の条例附則第8条の規定による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

議案第13号

平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定
について

平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり
監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年11月14日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提案理由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議 案 第 1 4 号

平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会
計歳入歳出決算認定について

平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年11月14日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。